

様式(細則 5-2)

令和4年2月21日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議員名 芦 谷 英 夫

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

記

1、期日 令和4年2月18日(金) 16時~17時30分

2、研修内容 子ども・若者支援&青少年育成&児童虐待防止講演会
「子どもに優しく温かい地域を目指して
～子どもの権利条約の視点から考える～」

3、研修先 大田市(サロン・ド・ゆきみーる)

4、調査経費 交通費 3,180円(JR)
1,480円(タクシ一代)
駐車料 400円

5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



「子ども・若者支援&青少年育成&児童虐待防止講演会」出席のため

令和4年2月21日

- 1 日 時 令和4年2月18日（金）16時～17時30分
- 2 場 所 大田市（サロン・ド・ゆきみーる）
- 3 テーマ 「子どもに優しく温かい地域を目指して～子ども権利条約の視点から考える～」
- 4 講 師 浦和大学 林 大介 准教授（東京からリモート講演）
- 5 概 要

- ①（林准教授）1959年子どもの権利宣言がされ、1990年国際条約として発効し、日本は1994年に採択した。条約は、子どもが一人の人間として基本的人権を有し行使する権利を保障し、すべての子どもが健康に生き可能な限り学び自由に活動し、大人や国から守られ援助されながら成長する権利があると定めている。
- ②条約は、子どもは18歳未満で子どもにとって最善の利益を求めるとして、生存=生きる権利、発達=育つ権利、保護=守られる権利、参加=参加する権利の4つの権利を規定している。
- ③条約批准後は、児童虐待防止法や児童福祉法の改正、いじめ防止対策法、子どもの貧困対策法、教育機会確保法などが制定され、2016年の児童福祉法改正では、第1条の目的が、上記権利宣言や条約に沿って、全面的に改正された。
- ④児童を取り巻く全国の状況は、児童の虐待件数約215,029人、島根県569件、小中学生の不登校196,127人、島根県1,230人、小中高特別支援学校でのいじめ件数517,163人、子どもの貧困率13.5%、小中高生の自殺者数415人などとなっており対策が急がれる。
- ⑤今年4月から18歳成人となるが、これに対する新聞アンケートによると賛成42%、反対56%で、反対の理由は、経済的に自立していない人が多いから、大人として自覚を持つと思えないから、精神的に未熟だから、などと回答しているように、上記権利宣言や条約の精神とはかけ離れており、しっかりととした世論形成、啓発を進める必要がある。

6 所 見

- ⑥子どもの権利条例などを制定している自治体は、約50自治体あるとのことで、うち神奈川県川崎市、富山県射水市、長野県松本市、東京都西東京市などが参考になるとされ、行政視察先として検討する。
- ⑦そのほか山形県遊佐町の小年町長・少年議会、長野県松本市の高校生の市議会請願、福岡県川崎町の子ども議会、京都府亀岡市の中学生議会、名古屋市「ブラック校則」追放に向け「市立中学校則HP公開」、神奈川県横須賀市の小学生の市議会陳情などが紹介され参考にしたい。
- ⑧この講演会は、大田市子ども・若者支援地域協議会ほか、NPO法人緑と水の連絡会議などが主催したもので、会場の「ゆきみーる」は、青少年の居場所、子ども・若者相談窓口、多世代交流食堂などの事業を行い、NPO法人緑と水の連絡会議が運営に当たっておりこれらの取り組みと、浜田市の子育て世代包括支援センター、青少年サポートセンター、しまね西部若者サポートステーションなどと対比し、浜田市の取り組みを検証する必要がある。
- ⑨はまだ市民一日議会では、市内8つの子ども・子育て支援団体から「浜田市子ども条例」が提言されており、子どもの権利宣言や条約、児童福祉法などに沿い十分な検討を加え、早急な条例制定が必要である。

—以上—